

# 鹿児島県港湾整備事業経営戦略

計画期間 令和3年度～令和12年度

鹿児島県土木部港湾空港課

令和3年3月：制定

令和8年3月：改定

## 目 次

1	経営戦略策定の趣旨	1
2	港湾整備事業の状況	2
	(1) 事業概要	
	(2) 使用料の形態	
	(3) 現在の経営状況	
3	将来の事業環境	2 2
	(1) 取扱貨物量・船舶乗降人員及び施設の見通し	
	(2) 使用料収入，組織の見通し	
4	経営の基本方針	3 2
5	投資・財政計画（収支計画）	3 3
	(1) 収益的収支	
	(2) 資本的収支	
	(3) その他の取組	
6	経営戦略の事後検証・改定	3 6
	(別表) 投資・財政計画（収支計画）	3 7

## 1 経営戦略策定の趣旨

- 公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が必要。
- このような中、将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、総務省では各公営企業に対して「経営戦略」の策定を要請。
- 本県の港湾整備については、特別会計を設置し、鹿児島港については昭和39年度から、その他の港湾については平成8年度から運用を開始。
- 港湾整備事業については、公共事業、臨海土地造成事業等と一体となって実施されるものが多いことから、関連事業の進捗予定と十分に整合をとりつつ、適正な規模で計画することが必要。また、産業・貿易構造の変化や施設の老朽化状況、経営状況を踏まえた計画とすることも必要。
- 本県における港湾整備が将来にわたって安定的に事業継続できるよう、これらを踏まえて、令和3年3月に令和3年度から12年度までの10年間の計画期間とする「経営戦略」を策定。
- 策定から5年経過することから、令和7年度に「経営戦略」の見直しを実施。

## 2 港湾整備事業の状況

### (1) 事業概要

#### ア 事業形態等

本県の港湾整備事業特別会計は、昭和 39 年度に鹿児島港を対象として設置され、その後、平成 8 年度に鹿児島港以外の重要港湾 4 港（志布志港、川内港、西之表港、名瀬港）と地方港湾 41 港が追加された。

(表 1) 県管理港湾一覧

所管	市町村名	県管理港湾		
鹿児島地域振興局	鹿児島市	鹿児島港, 桜島港, 喜入港	3	
	三島村	硫黄島港	1	
	十島村	中之島港	1	
	いちき串木野市	串木野新港	1	
南薩地域振興局	指宿市	指宿港, 宮ヶ浜港, 魚見港	3	
	南さつま市	新川港	1	
北薩地域振興局	薩摩川内市	川内港, 西方港, 里港, 長浜港	4	
	出水市	米之津港	1	
	阿久根市	黒之浜港	1	
	長島町	瀬戸港, 宮之浦港, 片側港, 指江港	4	
始良・伊佐地域振興局	始良市	加治木港	1	
	霧島市	隼人港, 福山港	2	
大隅地域振興局	志布志市	志布志港	1	
	垂水市	垂水港	1	
	鹿屋市	鹿屋港, 高須港	2	
	錦江町	大根占港	1	
	南大隅町	根占港, 大泊港	2	
	東串良町, 肝付町	波見港	1	
熊毛支庁	西之表市	西之表港, 田之脇港	2	
	中種子町	浜津脇港	1	
	南種子町	島間港	1	
屋久島事務所	屋久島町	宮之浦港, 上屋久元浦港, 安房港, 栗生港	4	
大島支庁	奄美市	名瀬港	1	
	瀬戸内事務所	瀬戸内町	古仁屋港	1
	喜界事務所	喜界町	湾港	1
	徳之島事務所	徳之島町	亀徳港	1
		天城町	平土野港	1
	沖永良部事務所	和泊町	和泊港	1
		与論町	与論港	1
合計			46	

鹿児島県内の港湾数

◎重要港湾	5港
地方港湾	126港
○県管理	41港
□うち避難港	2港
市町村管理	85港
合計	131港
[県管理港湾 46港]	

(内訳)

内地	45港
離島	54港
奄美	32港
合計	131港

国際コンテナ定期航路

志布志港	4航路、週8便
川内港	2航路、週4便
鹿児島港(RORO船)	1航路、週1便
合計	7航路

定期航路

高速船	2航路
フェリー・旅客船	11航路
貨物船・RORO船	9航路
合計	22航路

(1) 高速船

1 種子・屋久航路
2 嶺島航路



フェリーみしま  
(総トン数1,859ト、乗客数250人)  
【三島航路】

(2) フェリー・旅客船

1 志布志・大阪航路
2 三島・十島航路
3 種子・屋久航路
4 奄美・沖縄航路
5 奄美・喜界航路
6 山川・根占航路
7 嶺島航路
8 獅子島・水俣航路
9 瀬戸内航路
10 桜島航路
11 垂水航路

1 博多・沖縄・先島航路
3 博多・沖縄・先島・台湾航路
4 大阪・沖縄航路
5 鹿児島・種子島航路
6 鹿児島・奄美航路
7 東京・沖縄航路
8 阪神・奄美・沖縄航路
9 志布志・沖縄航路

(フェリー)  
至 沖縄

(RORO船)  
至 沖縄



さんふらわあ さつま  
(総トン数13,659ト、乗客数709人)  
【志布志・大阪航路】

(フェリー)  
至 大阪

(RORO船)  
至 東京  
大阪  
神戸  
沖縄



高速船 嶺島  
(総トン数197ト、乗客数200人)  
【嶺島航路】

台湾航路 【週1便】  
韓国航路 【週4便】  
中国航路 【週2便】  
国際フェイダー航路【週1便】



高速船 トビ-7  
(総トン数281ト、乗客数253人)  
【種子・屋久航路】



フェリーとしま2  
(総トン数1,953ト、乗客数297人)  
【十島航路】



クイーンコーラルクロス  
(総トン数7,914ト、乗客数655人)  
【鹿児島・奄美・沖縄航路】

凡 例

● 水深4.5m以上7.5m未満の岸壁を有する港湾
● 水深7.5m以上の岸壁を有する港湾
— 国際定期コンテナ航路
— 定期航路
— (フェリー、高速船) 【県内】
— (高速船) 【県内】
— (フェリー) 【県内外】
— (フェリー) 【県内】

○ 各港湾の状況

**鹿児島港**

鹿児島港は、広大な静穏水域や変化に富んだ海岸線を有する錦江湾に囲まれ、眼前には雄大な桜島がそびえ立つとともに、国の重要文化財に指定されている旧港施設が残されているなど、自然景観や歴史、文化に恵まれた港湾である。

また、大隅半島や離島など県内を結ぶ人流・物流の拠点や、多くのクルーズ船が寄港する国内外の交流拠点として重要な役割を果たしており、令和6年の船舶乗降人員数は509万人（全国第2位）、自動車航送車両台数は161万台（全国第1位）、令和6年のクルーズ船寄港回数は、105回（全国第6位）となっている。

港湾区域は、南北約20kmにもおよび、7つに分かれている港区は、それぞれ機能分担が図られている。

現在は、クルーズ船の受入環境整備や港湾物流の円滑化に寄与する臨港道路の整備、老朽化した港湾施設の延命化に取り組んでいる。

また、中央港区にある旧木材港区において、公共事業における建設発生土を活用した埋め立てを行っている。



### 本港区

桜島や離島を結ぶ航路が発着するとともに、県民や観光客が楽しみ憩えるウォーターフロント空間として親しまれている。

### 新港区

種子島を結ぶ定期航路が発着するほか、奄美・沖縄航路の定期航路が発着する母港として機能している。

### 鴨池港区

大隅半島を結ぶ航路の発着港として利用されている。

### 中央港区（マリンポートかごしま）

多くのクルーズ船が寄港するとともに、県民や観光客が憩い、海と触れあえる緑地空間として親しまれている。

令和6年のクルーズ船の寄港回数は96回。

### 谷山一区

飼料配分基地や総合卸団地など臨海工業用地に隣接し、飼料原料の専用船、セメント船、車両輸送船等に利用されている。

### 谷山二区

鹿児島港最大の臨海工業用地に隣接し、南九州のエネルギー基地や自動車の集積・配送拠点として機能している。

### 浜平川港区

鹿児島港の最南端に位置し、ヨットやプレジャーボート、漁船などの小型船に利用されている。

## 志布志港

志布志港は、九州南東部の志布志湾に位置し、国内有数の農畜産地域である南九州地域を背後地に持ち、南九州地域における国内外の物流拠点、飼料供給基地として背後地域の産業を支えている港湾である。

新若浜地区国際コンテナターミナルは、現在、中国、台湾、韓国等とを結ぶ定期コンテナ航路が就航しており、九州第3位の国際コンテナ取扱量となっている。

また、九州で唯一、国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されている。

現在は、コンテナターミナルの機能向上を図るための整備や、穀物バルク船の大型化に対応するための国際バルク戦略港湾としての整備、老朽化した港湾施設の延命化等に取り組んでいるところである。

新若浜地区においては、土地造成事業（総事業費約28.7億円）により分譲地約12.3haが造成され、企業誘致担当部署や地元市と連携して早期売却に努めているところである。



### **本港地区**

主に漁船などの小型船だまりとして利用されている。

### **外港地区**

東京や阪神，沖縄などを結ぶ内航 RORO 船や，原木輸出などに利用されている。

### **若浜地区**

飼料供給基地として配合飼料工場が集積しており，飼料原料の専用船，また，大阪南港とを結ぶフェリー「さんふらわあ」が利用している。

### **新若浜地区**

中国，台湾，韓国等とを結ぶ定期コンテナ船が利用している。

## 川内港

川内港は県北西部に位置する港湾であり、一級河川川内川の河口に位置する河口港である。県北西部の流通拠点・開発拠点としての役割を担っており、開港指定や植物防疫港指定を受けるなど、外国貿易港としての機能が整えられている。外貿貨物としては、主に製紙原料となる木材チップの輸入、内貿貨物としては紙・パルプや砂・砂利を取扱っている。

また、平成16年に韓国との国際コンテナ航路が開設され、令和4年には過去最高の約2万4千TEUのコンテナ取扱量を記録するなど、今後さらなる発展が期待されている。

現在は、利用船舶の航行安全及び港内の静穏度の向上を目的として、防波堤（西）の整備を進めるとともに、原木運搬船やコンテナ船の大型化への対応や大規模自然災害時における緊急物資等の輸送拠点を確保するため、唐浜地区に新たな耐震強化岸壁やふ頭用地などの整備を進めているところである。



#### 京泊地区

韓国と結ぶ定期コンテナ船や、紙・パルプの原料となるチップ船などが利用している。

#### 唐浜地区

砂・砂利，石材，原木などの輸送拠点として利用されている。

#### 港町地区

県本土と甕島を結ぶ高速船の発着港として利用されている。

#### 船間島地区

作業船や漁船等が利用している。

#### 久見崎地区

漁船やプレジャーボートの小型船だまりとして利用されている。

## 西之表港

西之表港は、県本土の南方約 115km の種子島に位置する港湾である。種子島・屋久島地域の生活基盤を支える物流拠点港湾であり、島内で営まれる消費・生産等の諸活動に要する物資の取扱い港として、また、本土や屋久島とを結ぶ生活航路としての定期船の発着港として利用されている。

現在は、港内静穏度の向上及び機能強化を図るための防波堤の整備を進めるとともに、大規模自然災害時における海上からの緊急物資等の輸送に対応するため、洲之崎地区に耐震強化岸壁やふ頭用地などの整備を進めているところである。



### 中央地区

鹿児島～種子島・屋久島間を結ぶ高速船，鹿児島～西之表航路のフェリー及び RORO 船，クルーズ船が利用している。

### 瀬泊地区

漁船やプレジャーボートの小型船だまりとして利用されている。

### 天神地区

鹿児島・屋久島を結ぶフェリーや不定期貨物船，作業船等が利用している。

### 旧港地区

漁船やセメント船等が利用している。

### 洲之崎地区

大規模自然災害時における海上からの緊急物資等の輸送に対応するため，耐震強化岸壁やふ頭用地などを整備している。

## 名瀬港

名瀬港は、奄美群島中最大の島である奄美大島の北西部に位置し、鹿児島から 379km, 那覇から 335km の距離にあり、古くから本土をはじめ南方諸国との貿易港として、また、奄美群島内の各港を結ぶ海上交通の拠点として利用されてきた。

また、名瀬港直背後には、約 4 万人の人口を有する奄美群島最大の市街地である奄美市があり、群島における産業、経済、交通、文化の中心地として重要な役割を果たしている。

現在は、定期船等の安全かつ安定的な接岸及び荷役作業の安全性、利便性の向上を図るため、防波堤整備や老朽化したフェリー岸壁改良を進めているところである。



### 佐大熊地区

鹿児島を結ぶ定期の貨物船や不定期の貨物船が利用している。

### 長浜地区

クルーズ船や漁船等の小型船が利用している。

### 立神地区

船舶が安全に航行・停泊できる港内静穏度を確保するための防波堤を整備している。

### 本港地区

奄美・沖縄航路，十島航路及び奄美・喜界航路の定期フェリー等が利用している。

## 地方港湾

重要港湾以外の地方港湾は、離島や地方における生活物資の安定供給や日常の交通手段の確保、地場産業の振興などに重要な役割を果たしている。



## イ 事業体系図

港湾整備については、整備内容やその財源により一般会計事業と特別会計事業（港湾整備事業、臨海土地造成事業）に区分される。

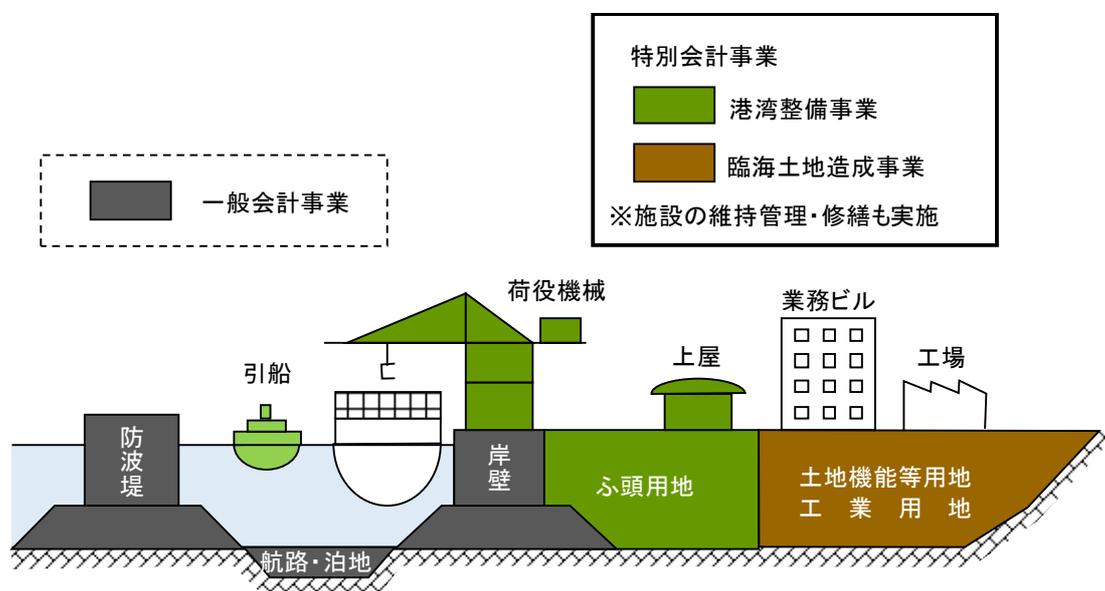
本経営戦略については、特別会計事業（港湾整備事業、臨海土地造成事業）を対象としている。

### 【一般会計事業】

- ・ 国の補助金等を活用して、岸壁や防波堤等を整備する。

### 【特別会計事業】

- ・ 自らの起債によって、ふ頭用地、上屋、荷役機械等の港湾機能施設の整備や、臨海土地造成を行う。
- ・ 整備した施設の使用料等を財源に、施設の維持管理及び修繕を行う。



(表2) 年間取扱貨物量, 年間船舶乗降人員数の推移

		R4年	R5年	R6年
年間取扱貨物量 (千トン)	総計	111,253	113,933	101,836
	鹿児島港	27,638	28,378	23,400
	志布志港	10,795	10,407	10,582
	川内港	1,585	1,493	1,390
	西之表港	1,434	1,708	1,755
	名瀬港	1,250	896	1,097
	地方港湾	68,552	71,051	63,612
年間船舶乗降人員数 (千人)	総計	8,471	10,130	10,721
	鹿児島港	3,807	4,676	5,093
	志布志港	131	128	154
	川内港	36	36	29
	西之表港	330	424	482
	名瀬港	101	142	127
	地方港湾	4,066	4,723	4,836

## (2) 使用料の形態

- ・ 過去4年間の使用料収入は表3のとおりであり、令和6年度の使用料収入は約31億4百万円で、前年度比1億12百万円の増加となっている。
- ・ 現行の使用料については、表4のとおり。
- ・ 使用料設定の考え方は、施設・設備の整備や維持修繕・保守点検にかかる費用と使用料収入が等しくなることを基本とした上で、次の2点についても考慮している。
  - ① ふ頭用地について、資本費平準化債も活用しながら、耐用年数の範囲内で必要経費を賄う。
  - ② その他の施設について、利用促進を図るために、他港の使用料も勘案した上で使用料を設定する。

(表3) 年間使用料収入額の推移

年 度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
年間使用料収入額(百万円)	2,585	2,604	2,992	3,104

※過年度収入を含む。

(表4) 使用料一覧

施設区分	使用料区分	現行(a)	前回(b)	改定率	前々回(c)	改定率
			(R1年改正) 消費税改定による 全面改定	(a/b)%	(H26年改正)	(b/c)%
係船料	(1) 定期船航路 ア 同一係留施設を1日2回以内使用する 場合1回ごとに (7) 係留時間2時間未満のとき 総トン数1トンにつき	1円89銭	1円89銭	100.0%	1円86銭	101.6%
	(4) 係留時間2時間以上 24時間までごとに総トン数1トンにつき	2円78銭	2円78銭	100.0%	2円66銭	101.8%
	イ 同一係留施設を1日3回以上使用 する場合、総トン数1トンにつき、1日	5円42銭	5円42銭	100.0%	5円32銭	101.9%
	(2) 定期航路船(鹿児島港本港区北ふ頭 浮桟橋、鹿児島港中央港区マリン ポート浮桟橋及び桜島港浮桟橋に係留する船舶 に限る)(R7年2月新設)	1,300円	—	—	—	—
	(3) 定期航路船以外の船舶1回ごとに					
	ア 係留時間12時間以下のとき、総トン数1トン につき (外航船舶)	3円91銭	3円91銭	100.0%	3円83銭	102.1%
		3円59銭	3円59銭	100.0%	3円59銭	100.0%
	イ 係留時間12時間超24時間以内 (外航船舶)	5円20銭	5円20銭	100.0%	5円11銭	101.8%
		4円78銭	4円78銭	100.0%	4円78銭	100.0%
	ウ 係留時間24時間超 (外航船舶)	2円61銭	2円61銭	100.0%	2円56銭	102.0%
		2円39銭	2円39銭	100.0%	2円39銭	100.0%
	(4) 定期航路船以外の船舶(鹿児島港本港区 北ふ頭浮桟橋、鹿児島港中央港区マリン ポート浮桟橋及び桜島港浮桟橋に係留する 船舶に限る)1日につき(R6年4月新設)	1,900円	—	—	—	—
	小型浮桟橋使用料	(1) 平成3年度以前に建設されたものに係るもの				
ア 4m未満		2,270円	2,270円	100.0%	2,220円	102.3%
イ 4m以上8m未満		2,840円	2,840円	100.0%	2,790円	101.8%
ウ 8m以上		3,400円	3,400円	100.0%	3,340円	101.8%
(2) 令和5年度以後に建設されたものに係るもの(R6年4月新設)		9,600円	—	—	—	—
人道橋使用料	1回につき					
	鹿児島港 本港区	174円	174円	100.0%	171円	101.8%
	鴨池港区	583円	583円	100.0%	572円	101.9%
	里港及び長浜港	1,396円	1,396円	100.0%	1,371円	101.8%
	垂水港	790円	790円	100.0%	775円	101.9%
	根占港	149円	149円	100.0%	146円	102.1%
可動橋使用料	1回につき					
	鹿児島港	614円	614円	100.0%	603円	101.8%
	垂水港					
	昭和49年度に建設されたもの	605円	605円	100.0%	594円	101.9%
	昭和9年度に建設されたもの	614円	614円	100.0%	603円	101.8%
その他の港湾	979円	979円	100.0%	961円	101.9%	
ボーディングブリッジ使用料	1回につき 鹿児島港及び名瀬港	6,600円	6,600円	100.0%	6,480円	101.9%
野積場使用料	(1) 一般使用 1日1平方メートルにつき					
	ア 鹿児島港	2円27銭以内で知事が定める額	2円27銭以内で知事が定める額	100.0%	2円22銭以内で知事が定める額	102.3%
	イ その他の港湾	1円89銭以内で知事が定める額	1円89銭以内で知事が定める額	100.0%	1円86銭以内で知事が定める額	101.6%
	(2) 専用使用 1月1平方メートルにつき					
	ア 鹿児島港	75円83銭以内で知事が定める額	75円83銭以内で知事が定める額	100.0%	74円46銭以内で知事が定める額	101.8%
イ その他の港湾	58円15銭以内で知事が定める額	58円15銭以内で知事が定める額	100.0%	57円9銭以内で知事が定める額	101.9%	
荷さばき地使用料	(1) 使用時間が24時間まで	無料	無料	—	無料	—
	(2) 使用時間が24時間を超える部分 1日1平方メートルにつき					
	ア 鹿児島港	2円27銭以内で知事が定める額	2円27銭以内で知事が定める額	100.0%	2円22銭以内で知事が定める額	102.3%
イ その他の港湾	1円89銭以内で知事が定める額	1円89銭以内で知事が定める額	100.0%	1円86銭以内で知事が定める額	101.6%	
くん蒸上屋使用料	1時間までごとにつき	4,070円	4,070円	100.0%	4,000円	101.8%
荷役機械使用料	コンテナクレーン 1台30分までごとにつき					
	志布志港	26,740円	26,740円	100.0%	26,250円	101.9%
	川内港(R3年12月改定)	42,550円	32,420円	131.2%	30,850円	101.8%
冷凍コンセント使用料	(1) 離島の港湾以外の港湾 1口1時間までごとにつき	350円	350円	100.0%	350円	100.0%
	(2) 離島の港湾 1口1時間までごとにつき	310円	310円	100.0%	310円	100.0%

施設区分	使用料区分	現行(a)	前回(b)	改定率	前々回(c)	改定率	
			(R1年改正) 消費税改定による 全面改定	(a/b)%	(H26年改正)	(b/c)%	
上屋使用料	(1)昭和53年度以前に建設されたものに係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合	7円59銭	7円59銭	100.0%	7円45銭	101.9%	
	イ 使用期間が11日以上の場合	12円65銭	12円65銭	100.0%	12円42銭	101.9%	
	(2)昭和54年度以後に建設されたものに係るもの (3)(4)及び(5)に掲げるものを除く 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合	10円11銭	10円11銭	100.0%	9円93銭	101.8%	
	イ 使用期間が11日以上の場合	18円96銭	18円96銭	100.0%	18円62銭	101.8%	
	(3)平成4年度以後鹿児島本港区に建設されたものに 係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合	12円82銭	12円82銭	100.0%	12円58銭	101.9%	
	イ 使用期間が11日以上の場合	25円63銭	25円63銭	100.0%	25円16銭	101.9%	
	(4)平成4年度以後鹿児島港谷山一区に建設されたもの に係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合	10円89銭	10円89銭	100.0%	10円69銭	101.9%	
	イ 使用期間が11日以上の場合	21円79銭	21円79銭		21円39銭		
	(5)平成24年度以後鹿児島港新港区に建設されたものに 係るもの 1日1平方メートルにつき ア 使用期間が10日以内の場合	10円57銭	10円57銭	100.0%	10円38銭	101.8%	
	イ 使用期間が11日以上の場合	21円13銭	21円13銭	100.0%	20円75銭	101.8%	
	港湾施設用地 使用料	(1)電柱、標柱類	鹿児島県道路占用 料徴収条例(昭和 28年鹿児島県条 令第39号)第2条及 び別表により算定す る額	鹿児島県道路 占用料徴収条例 (昭和28年鹿児島 県条例第39号)第 2条及び別表により 算定する額	—	鹿児島県道路占用 料徴収条例(昭和 28年鹿児島県条 令第39号)第2条及 び別表により算定す る額	—
		(2)線管類			—		—
		(3)架空工作物			—		—
		(4)軌道施設			—		—
		(5)広告物			—		—
(6)港湾機能施設用地 1日1平方メートルにつき ア 鹿児島港		150円72銭以内で 知事が定める額	150円72銭以内で 知事が定める額	100.0%	150円72銭以内で 知事が定める額	100.0%	
イ その他の港湾		110円14銭以内で 知事が定める額	110円14銭以内で 知事が定める額	100.0%	110円14銭以内で 知事が定める額	100.0%	
(7)その他	鹿児島県財産に関 する条例(昭和39 年鹿児島県条例第 12号)第7条に定 める基準により、 その都度知事が定 める額	鹿児島県財産に関 する条例(昭和39 年鹿児島県条例第 12号)第7条に定 める基準により、 その都度知事が定 める額	—	鹿児島県財産に関 する条例(昭和39 年鹿児島県条例第 12号)第7条に定 める基準により、 その都度知事が定 める額	—		
旅客待合所 使用料	(1)広告使用料 1日0.1平方メートルにつき ア 鹿児島港	1,540円以内で 知事が定める額	1,540円以内で 知事が定める額	100.0%	1,510円以内で 知事が定める額	102.0%	
	イ その他の港湾	830円以内で 知事が定める額	830円以内で 知事が定める額	100.0%	810円以内で 知事が定める額	102.5%	
	(2)その他 1平方メートル1年につき	鹿児島県財産に関 する条例第7条に 定める基準によ り、知事がその都 度定める額	鹿児島県財産に関 する条例第7条に 定める基準によ り、知事がその都 度定める額	—	鹿児島県財産に関 する条例第7条に 定める基準によ り、知事がその都 度定める額	—	
管理棟使用料	1平方メートル1年につき	12,848円	12,848円	—	12,614円	—	
臨港道路占有料	鹿児島県道路占有料徴収条例別表による	鹿児島県道路占有 料徴収条例第2条 及び別表により算 定する額	鹿児島県道路占有 料徴収条例第2条 及び別表により算 定する額	—	鹿児島県道路占有 料徴収条例第2条 及び別表により算 定する額	—	
一般駐車場 使用料	(1)普通自動車1台 鹿児島本港区及び新港区 ア 駐車時間が1時間まで	無料	無料	—	無料	—	
	イ 駐車時間が1時間を超え6時間まで の部分 1時間までごとにつき	200円	200円	100.0%	200円	100.0%	
	ウ 駐車時間が6時間を超え12時間まで の部分 1時間までごとにつき	100円	100円	100.0%	100円	100.0%	
	エ 駐車時間が12時間を超える部分 1時間までごとにつき	50円	50円	100.0%	50円	100.0%	
	(2)大型自動車1台 鹿児島本港区 ア 駐車時間が1時間まで	無料	無料	—	無料	—	
	イ 駐車時間が1時間を超える部分 1時間までごとにつき	640円	640円	100.0%	630円	101.6%	
	(3)国際旅客船乗客送迎用バス1台 鹿児島本港区及び中央港区 1日につき	2,000円	2,000円	100.0%	—	—	
港湾環境施設 使用料	(1)運動広場 1時間までごとにつき	380円	380円	100.0%	370円	102.7%	
	(2)庭球場 1時間までごとにつき	240円	240円	100.0%	240円	100.0%	

(3) 現在の経営状況

平成30年度～令和6年度の決算及び令和7年度当初予算の状況は表5のとおり。

(表5) 決算等の状況

(単位：百万円)

年 度		H30 年度 決算	R 元年度 決算	R 2 年度 決算	R 3 年度 決算
収益的収支	総収益	3,151	2,526	2,260	2,438
	総費用	1,025	834	861	795
	収支差引	2,127	1,692	1,399	1,643
資本的収支	資本的収入	3,659	2,989	1,811	3,776
	資本的支出	5,746	4,583	3,322	5,185
	収支差引	△2,087	△1,595	△1,511	△1,410
収支再差引		40	97	△112	233
地方債残高		34,085	33,260	32,396	32,827
収益的収支比率 <sup>※1</sup>		53.3%	59.4%	66.6%	61.5%
経費回収率 <sup>※2</sup>		35.3%	48.4%	58.9%	56.3%
他会計補助金比率 <sup>※3</sup>		0.5%	10.1%	7.2%	6.8%

年 度		R 4 年度 決算	R 5 年度 決算	R 6 年度 決算	R 7 年度 当初予算
収益的収支	総収益	2,462	2,762	2,608	2,171
	総費用	891	1,038	1,081	1,162
	収支差引	1,572	1,724	1,526	1,009
資本的収支	資本的収入	3,535	4,626	4,061	4,151
	資本的支出	5,063	5,990	5,506	5,160
	収支差引	△1,528	△1,364	△1,445	△1,009
収支再差引		44	360	81	0
地方債残高		32,518	32,626	32,854	33,443
収益的収支比率 <sup>※1</sup>		52.3%	50.5%	53.4%	50.4%
経費回収率 <sup>※2</sup>		47.9%	47.2%	50.0%	43.9%
他会計補助金比率 <sup>※3</sup>		0.7%	1.8%	0.7%	13.4%

※臨海土地造成事業を含む。 ※詳細については巻末に添付の別表を参照。

※1 収益的収支比率 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

※2 経費回収率

(料金収入 + その他営業収益) / (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

× 100

※3 他会計補助金比率

繰入金 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## ア 収益的収支

### (ア) 収益的収入

- ・ 料金収入

係船料などの港湾使用料のうち、収益的支出の財源として充当する経費である。

使用料収入は、過去5年間増収傾向にあることから今後も一時的な増減はあるものの、安定的な収入があるものと見込む。

なお、使用料収入は、資本的支出、次年度への繰越金、臨海土地整備事業の起債償還金及び普通会計（準公営企業事業以外の経費）へも充当している。

- ・ 他会計繰入金

一般会計からの繰入金であり、地方債利子償還金充当額及び環境保全事業に要する一部経費の充当額である。土地売却収入の影響を除くと概ね横ばいである。

- ・ その他

土地の貸付に係る財産貸付収入、諸収入（港湾施設使用に伴う光熱水料等）、土地売却収入であり、財産貸付収入及び諸収入については概ね横ばいである。

### (イ) 収益的支出

- ・ 営業費用

港湾施設の維持管理等に係る経費であり、概ね横ばいである。

- ・ 営業外費用

地方債利子償還金であり、地方債元金残高は起債の新規発行額を償還元金の範囲内としているため減少するが、当該経費については、起債発行時の利率（0.01%～2.1%）等により増減する。

## イ 資本的収支

### (ア) 資本的収入

- ・ 地方債

地方債は、当該年度の港湾施設整備に要する経費として新たに発行する起債と、借換債（地方債の借換えのために要する経費の財源とするために起こす地方債）及び平準化債（世代間の負担を公平化するため元金償還金相当額と当該施設の減価償却費相当額との差額について発行が認められる地方債）であり、借換債及び平準化債は一時的に増減するが、起債の新規発行額は償還元金の範囲内とする。

- ・ 他会計補助金（他会計繰入金）  
収益的収入（料金収入，その他収入）を充当して不足する地方債元金償還金に充当する一般会計からの繰入金である。土地売却収入の有無や臨海土地整備事業に係る起債の一括償還の影響により増減する。

(イ) 資本的支出

- ・ 建設改良費  
港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地，上屋，荷役機械などを整備するために要する経費である。関連する公共事業の進捗，港湾計画・長寿命化計画等の各種計画に基づき効率的に整備を進めることとしており，事業の進捗状況に応じて当該経費は増減する。
- ・ 地方債償還金  
地方債償還金については，借換債の推移により全体額は増減する。

### 3 将来の事業環境

#### (1) 取扱貨物量・船舶乗降人員及び施設の見通し

##### 鹿児島港

###### ○ 取扱貨物量

- ・ 半島や離島住民の日常生活や産業活動にとって極めて重要な物流拠点として、セメント、揮発油などの化学工業品や農水産品を多く取り扱っており、令和6年の取扱貨物量は2,340万トン。
- ・ 今後、臨海部の渋滞緩和に寄与する臨港道路の整備等により港湾物流の円滑化が図られる予定。
- ・ 今後の取扱貨物量は横ばいで推移する見込み。

###### ○ 船舶乗降人員

- ・ 半島や離島住民の日常生活や産業活動にとって極めて重要な人流拠点として、半島間、離島間を結ぶフェリーの発着場となっており、令和6年の船舶乗降人員は約510万人。
- ・ 今後もフェリーの発着場としての役割を果たされる見込み。
- ・ 船舶乗降人員は、コロナの影響を受けて落ち込んでいるものの、今後、回復する傾向にある。

###### ○ その他利用状況

- ・ 大型クルーズ船が寄港する交流拠点としての重要な役割を担っており、令和2年から令和4年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少したが、コロナ禍以降は回復し、令和6年は100回を超えるクルーズ船が寄港。
- ・ アジアのクルーズ需要を加味すると、クルーズ船の寄港回数は増加する見込み。

###### ○ 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）

- ・ クルーズ船の受入環境整備。
- ・ ふ頭間を連絡し、港湾物流の円滑化に寄与する臨港道路の整備。
- ・ 港湾の機能向上を図るための土地造成や環境整備。
- ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。

###### ※ 旧木材港区における土地造成

- ・ 埋立期間については、南側区域に約8年、全体では約13年を見込む。
- ・ 財源は起債の発行を行い、起債償還金については港湾施設使用料を充当する。
- ・ 埋立後は、民間活力を導入した県民や観光客の交流空間とし、具体の土地利用は今後の埋立の進捗に応じ検討する。



新港区



旧木材港区



中央港区 (マリンポートかごしま) クルーズ船の受入



新港区 離島を結ぶフェリー



谷山二区 LPG の輸入

## 志布志港

### ○ 取扱貨物量

- ・ 国際コンテナ取扱量について令和4年に過去最高の約11万3千TEUを記録し、近年は10～11万TEUで推移。原木の輸出については、15年連続日本一の輸出量(令和6年：約41万m<sup>3</sup>)である。今後も中国における梱包用資材や建設資材としての需要の増加が見込まれることから、輸出量は増加する見込み。
- ・ 飼料用とうもろこしの輸入については、主にアメリカから輸入され全国2位の輸入量(令和6年：約255万トン)である。南九州地域の畜産産業に必要な不可欠な配合飼料の原料である穀物の輸入量は、横ばいで推移する見込み。

### ○ 船舶乗降人員

- ・ 令和6年の船舶乗降人員は約15万人であり、今後も、大阪港とを結ぶ定期フェリーの発着場としての役割が期待されることから、おおむね横ばいで推移する見込み。

### ○ 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）

- ・ コンテナターミナルの機能向上を図るための岸壁等の整備。
- ・ 港内静穏度確保による安全性向上を図るための防波堤の整備。
- ・ 穀物バルク船の大型化に対応するため、国際バルク戦略港湾としての岸壁等の整備。
- ・ 港湾計画(令和7年度改訂)に位置付けたROROターミナル等の整備。
- ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。

### ※ 新若浜地区における土地造成

- ・ 計画工区(10.1ha)の埋立造成完了は、令和11年度を予定。
- ・ 財源は起債の発行を行い、起債償還金については港湾施設使用料を充当する。
- ・ 売却予定単価については土地造成費用により設定し、今後著しい社会経済情勢の変化があった場合は売却単価の見直しを行う。



新若浜地区 コンテナバース延伸，国際バルク戦略港湾整備



外港地区 原木仮置状況



新若浜地区コンテナバース延伸整備状況



若浜地区 さんふらわあ利用状況

## 川内港

- 取扱貨物量
  - ・ 木材チップの輸入については、ベトナム・マレーシア・アメリカ・チリなどから輸入されており、紙・パルプの生産量の維持が見込まれることから、輸入量は横ばいとなる見込み。
  - ・ 原木の輸出については、中国における梱包用資材や建設資材としての需要の増加しており、今後も輸出量は増加する見込み。
  - ・ 紙・パルプについては、海外需要の増加が見込まれ、輸出量は増加する見込み。
  
- 船舶乗降人員
  - ・ 令和6年の船舶乗降人員は約3万人であり、定期航路である高速船は住民の生活航路及び観光客の甕島への航路であることから、今後も横ばいで推移する見込み。
  
- 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）
  - ・ 木材やコンテナを扱う新たなふ頭用地の整備。
  - ・ 荷役機械（ガントリークレーン）の整備。
  - ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。



コンテナ船

チップ運搬船

京泊地区

コンテナ船・チップ運搬船への積込状況



京泊地区 ジブクレーン



京泊地区 京泊ふ頭の利用状況



港町地区 小型船だまりの利用状況



唐浜地区 原木仮置状況

## 西之表港

- 取扱貨物量
  - ・ 令和6年の取扱貨物量は約175万トンであり、主に島民の生活物資であることから、取扱貨物量は横ばいで推移する見込み。
- 船舶乗降人員
  - ・ 令和6年の船舶乗降人員は約48万人であり、定期航路であるフェリー及び高速船は住民の生活航路となっていることから人口減少の影響を受けるものの、交流人口の増加が見込まれることから、今後も横ばいで推移する見込み。
- 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）
  - ・ 防波堤（沖）の改良。
  - ・ 大規模自然災害発生時に、海上からの輸送ルートを実際に確保するための耐震強化岸壁を整備。
  - ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。



防波堤（沖）の改良



洲之崎地区の整備

## 名瀬港

### ○ 取扱貨物量

- ・ 令和6年の取扱貨物量は約110万トンであり、今後は岸壁の機能強化等により港湾物流の円滑化が図られる予定。
- ・ 今後の取扱貨物量は横ばいで推移する見込み。

### ○ 船舶乗降人員

- ・ 令和6年の船舶乗降人員は約13万であり、定期航路であるフェリーは住民の生活航路となっていることから人口減少の影響を受けるものの、交流人口の増加が見込まれることから、今後も横ばいで推移する見込み。

### ○ 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）

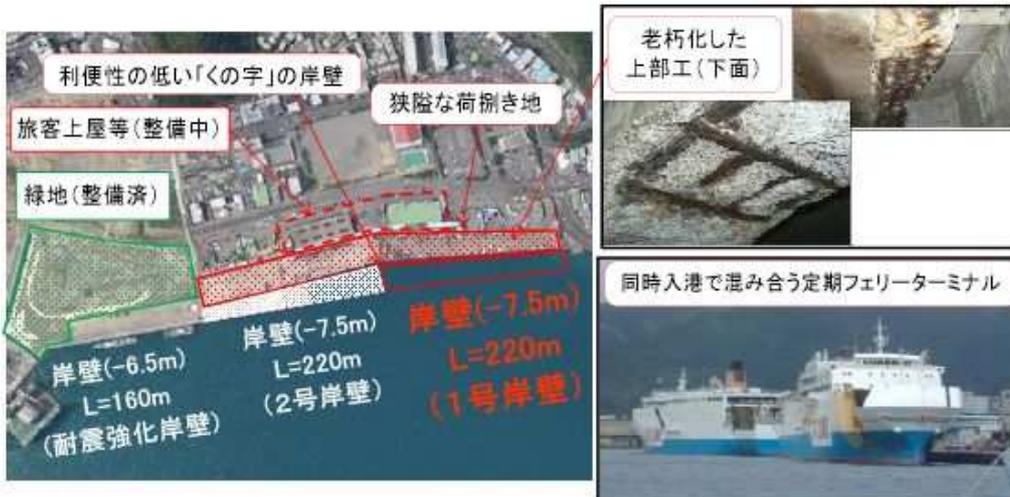
- ・ 本港地区におけるふ頭用地及び上屋（旅客・貨物）の整備。
- ・ 老朽化している既設岸壁の沖出し直線化の整備。
- ・ その他、老朽化している施設の維持・補修。



岸壁等の整備状況



緑地等の整備状況



本港地区の整備

## 地方港湾

- 取扱貨物量
  - ・ 離島における生活物資の安定供給に欠かせない港湾であることから、今後の取扱貨物量は横ばいで推移する見込み。
- 船舶乗降人員
  - ・ 人口減少の影響を受けるものの、住民の日常の交通手段として利用されていることから、今後も概ね横ばいで推移する見込み。
- 施設の見通し（現在実施中及び今後実施予定の事業）
  - ・ 施設の老朽化に対する計画的な長寿命化対策として、各港の岸壁や臨港道路の橋梁等の計画的な維持管理・更新。



垂水港



宮之浦港



安房港



湾港



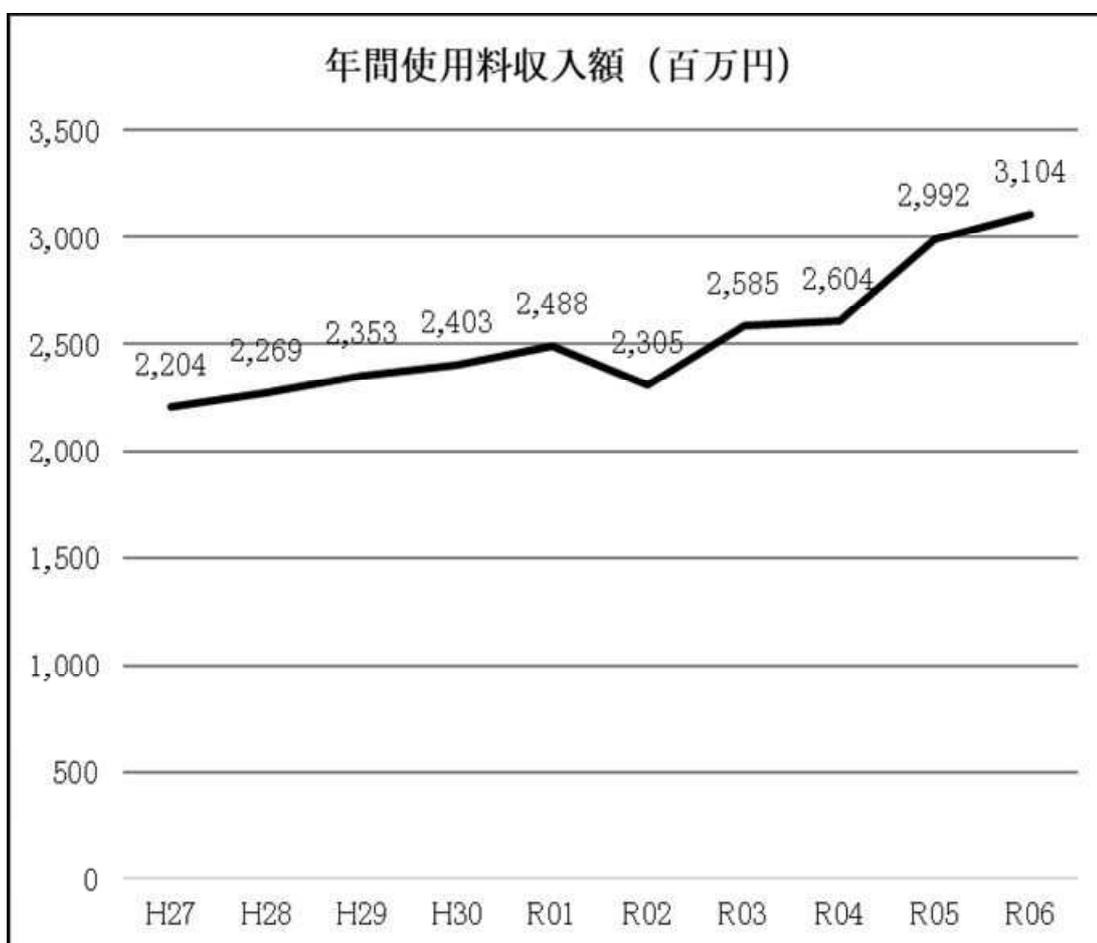
亀徳港



和泊港

(2) 使用料収入，組織の見通し

- ・ 使用料収入については，過去5年間増収傾向にある。県内の大型公共事業の増加など，外的要因により増収しているが，将来の増減を見込みにくいことから，おおむね横ばいで推移する見込み。
- ・ 港湾空港課及び地域振興局・支庁において港湾関連業務を行っている職員については，一般会計及び港湾整備事業特別会計から人件費を支出。このうち，港湾整備事業特別会計の対象者は20名。
- ・ 港湾の整備及び維持管理については，今後も業務量の大幅な増減は見込まれないことから，現在の体制を維持する見込み。



※過年度収入を含む。

## 4 経営の基本方針

本県における港湾は、県民生活や地域の産業を支え、本県の発展に欠かすことのできない基礎的な交通基盤として極めて重要な役割を果たしている。

また、美しい景観を望む魅力あるいやしの観光拠点としての対応や、災害時の避難活動、緊急物資輸送などの防災拠点としての対応も必要とされるなど、多種多様な役割も求められている。

本県港湾が有するこれらの役割や現在の利用状況、収支状況、今後の整備計画等を踏まえ、特に以下の6点を経営の基本方針として、港湾の安定的な運営に努めることとする。

### 【経営の基本方針】

- ・ 船舶が安全・確実に接岸できる港湾の整備
- ・ 国内外との物流拠点としての機能向上
- ・ 離島の住民生活を支える港湾施設の整備
- ・ クルーズ船等の受入環境の整備
- ・ 長寿命化計画に基づく施設の適切な維持管理
- ・ 大規模災害時の災害応急対策等の実施拠点としての整備

## 5 投資・財政計画（収支計画）

現在の経営状況及び将来の事業環境を踏まえ、令和3年度から12年度までの10年間の投資・財政計画（収支計画）については表6のとおりとする。

（表6）投資・財政計画（収支計画）

### ○港湾整備事業

（単位：百万円）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収益的収支	2,029	1,578	1,388	1,643	1,572	1,698	1,526
資本的収支	△ 1,989	△ 1,481	△ 1,500	△ 1,410	△ 1,528	△ 1,338	△ 1,445

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支	1,009	1,241	1,203	1,177	1,155	1,130
資本的収支	△ 1,009	△ 1,241	△ 1,203	△ 1,177	△ 1,155	△ 1,130

### ○臨海土地造成事業

（単位：百万円）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収益的収支	98	114	11	0	0	26	0
資本的収支	△ 98	△ 114	△ 11	0	0	△ 26	0

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収益的収支	0	0	21	48	33	195
資本的収支	0	0	△ 21	△ 48	△ 33	△ 195

※ 0は百万円未満を表す。

※ H30年度～R6年度は決算額。

※ 投資・財政計画（収支計画）の詳細については巻末に添付の別表を参照。

#### (1) 収益的収支

##### ア 収益的収入

- ・ 使用料収入については過去5年間増収傾向にあるものの、将来の増減を見込みにくいことから、令和8年度以降は横ばいを見込む。
- ・ 一般会計からの繰入金については、地方債利子償還金充当額及び環境保全事業に要する経費の一部である。地方債利子償還金は、今後発行予定の地方債の利率を年利1.5%と想定し、環境保全事業に要する経費については横ばいを見込む。

#### イ 収益的支出

- ・ 施設の維持管理に係る委託料等を含む営業費用については、物価高騰の影響を考慮しつつ、経費の削減を行うことで、横ばいを見込む。
- ・ 支払利息は地方債利子償還金であり、今後発行予定の地方債の利率を年利 1.5%と想定しているが、金利の上昇が見込まれることから、増加を見込む。

### (2) 資本的収支

#### ア 資本的収入

- ・ 地方債については、原則として新規発行額を償還元金の範囲内とする。
- ・ 他会計補助金（他会計繰入金）については、収益的収入（料金収入、その他収入）充当後に不足する地方債元金償還金に充当する一般会計からの繰入金であり、概ね横ばいを見込む。

#### イ 資本的支出

- ・ 施設・設備については、多くの港で概成しているが、志布志港における国際バルク戦略港湾としての整備、川内港や西之表港における耐震強化岸壁などの整備を進めており、計画的な整備に努める。
- ・ 今後は、耐用年数を超過する港湾施設の割合が大きくなることを見込まれるが、一度に全ての更新を行うことは困難であるため、交付金対象外の施設についても維持管理計画の策定を進め、同計画に基づく点検診断結果を踏まえて施設の計画的な老朽化対策を行い長寿命化を図る。
- ・ 地方債償還金については、借換債の推移により全体額は増減するが、起債の新規発行額を抑制し減額に努める。

### (3) その他の取組

#### ア 投資面

- ・ ふ頭用地や旅客上屋・貨物上屋、荷役機械等の計画的な整備に努める。
- ・ 社会資本の老朽化に対する計画的な長寿命化対策を重点事業に位置づけ、各港の岸壁や臨港道路の橋梁等の計画的な維持管理・更新を行うことにより、ライフサイクルコスト削減、補修・更新費の平準化を図る。
- ・ 官民連携の取組として、鹿児島港のマリンポートかごしまでは、国やクルーズ船社と連携して、国際クルーズ拠点の形成に向けた取組を進めているところ。
- ・ また、PFIやPPP等の民間活用など、効率的・効果的な運営を行う観点から、引き続き検討に努める。

イ 財源面

- 使用料については、原価の上昇や他県の状況、県内の類似施設との均衡等を勘案し、毎年度見直しを検討し、受益者負担の適正化に努める。
- 未利用財産については、有効活用を図り、収入の確保に努める。
- 起債については、新規発行額を抑制し、繰入金の削減に努める。

ウ その他

- 新規施設の管理については、入札により業者を選定するなど、経費の抑制や効率的な運営が図られるよう努める。

## 6 経営戦略の事後検証・改定

- 本経営戦略については、P D C Aサイクルによる進捗状況の評価検証を行うとともに、施設ニーズや社会情勢の変化、他の計画の策定状況等を踏まえて、適宜見直しを実施する。
- また、本経営戦略が令和12年度までの計画期間であることから、社会情勢の変化などを踏まえ、令和12年度末までに次期経営戦略の策定について、検討する。

(別表)

投資・財政計画  
(収支計画)

投資・財政計画(収支計画)  
港湾整備事業

(単位:千円,%)

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	本年度					
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	3,044,951	2,409,679	2,246,616	2,437,789	2,460,327	2,733,760	2,601,443	2,154,217	2,179,830	2,175,003	2,169,847	2,164,737	2,159,653
		(1) 営 業 収 益 (B)	2,121,349	2,111,595	2,007,396	2,233,955	2,255,947	2,593,620	2,441,327	1,888,771	1,872,201	1,872,201	1,872,201	1,872,201	1,872,201
		ア 料 金 収 入	2,121,349	2,111,595	2,007,396	2,233,955	2,255,947	2,593,620	2,441,327	1,888,771	1,872,201	1,872,201	1,872,201	1,872,201	1,872,201
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益	923,602	298,084	239,220	203,834	204,380	140,140	160,116	265,446	307,629	302,802	297,646	292,536	287,452
		ア 他 会 計 繰 入 金	26,907	123,028	100,531	92,443	2,508	4,533	6,972	156,748	198,931	194,104	188,948	183,838	178,754
	イ そ の 他 ※1	896,695	175,056	138,689	111,391	201,872	135,607	153,144	108,698	108,698	108,698	108,698	108,698	108,698	
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	1,016,395	831,642	858,422	794,488	888,654	1,035,652	1,074,981	1,144,805	938,648	972,064	992,547	1,010,192	1,029,959
		(1) 営 業 費 用	847,106	709,517	758,826	703,543	806,130	945,463	971,413	1,004,320	760,150	760,150	760,150	760,150	760,150
		ア 職 員 給 与 費 ※2	59,923	444	9,681		35,057	39,931	37,069						
		イ そ の 他 ※3	787,183	709,073	749,145	703,543	771,073	905,532	934,344	1,004,320	760,150	760,150	760,150	760,150	760,150
		(2) 営 業 外 費 用	169,289	122,125	99,596	90,945	82,524	90,189	103,568	140,485	178,498	211,914	232,397	250,042	269,809
		ア 支 払 利 息	169,289	122,125	99,596	90,945	82,524	90,189	103,568	140,485	178,498	211,914	232,397	250,042	269,809
イ そ の 他		60,095	51,723	44,985	42,312	35,043	37,312	40,394	38,388	36,505	34,477	32,340	30,225	28,124	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2,028,556	1,578,037	1,388,194	1,643,301	1,571,673	1,698,108	1,526,462	1,009,412	1,241,182	1,202,939	1,177,300	1,154,545	1,129,694		
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,611,077	2,955,619	1,615,891	3,402,641	3,378,433	4,201,479	3,671,923	4,080,673	3,279,267	3,242,204	2,849,820	3,082,215	2,571,263
		(1) 地 方 債	3,611,077	2,557,966	1,473,877	3,227,395	3,349,735	4,108,222	3,642,923	3,660,833	3,123,479	2,953,745	2,519,171	2,606,633	1,987,668
		うち 資 本 費 平 準 化 債	994,000	885,000	814,000	583,000	467,000	457,000	375,000	355,000	355,000	310,000	253,000	260,000	265,000
		(2) 他 会 計 補 助 金		397,653	142,014	175,246	28,698	93,257	29,000	419,840	155,788	288,459	330,649	475,582	583,595
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	5,599,617	4,436,488	3,115,845	4,812,406	4,906,176	5,539,134	5,116,985	5,090,085	4,520,449	4,445,143	4,027,120	4,236,760	3,700,957
		(1) 建 設 改 良 費	813,000	1,135,000	593,839	1,643,000	1,091,000	1,139,000	1,314,000	1,947,770	1,921,000	1,134,000	1,144,000	1,297,000	860,000
		うち 職 員 給 与 費 ※4	32,868	31,176	38,200	48,243	45,382	44,690	81,831	73,501	64,885	38,315	38,639	43,821	29,069
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,786,617	3,301,488	2,522,006	3,169,406	3,815,176	4,400,134	3,802,985	3,142,315	2,599,449	3,311,143	2,883,120	2,939,760	2,840,957
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	957,371	874,335	712,980	1,414,361	1,699,051	1,774,433	1,592,278	1,511,130	1,440,754	1,410,058	585,152	1,164,725	1,098,059
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,988,540	△ 1,480,869	△ 1,499,954	△ 1,409,765	△ 1,527,743	△ 1,337,655	△ 1,445,062	△ 1,009,412	△ 1,241,182	△ 1,202,939	△ 1,177,300	△ 1,154,545	△ 1,129,694		

## 投資・財政計画(収支計画) 港湾整備事業

(単位:千円,%)

区 分	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	本年度											
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	40,016	97,168	△ 111,760	233,536	43,930	360,453	81,400					
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	277,570	317,548	355,182	243,423	476,959	520,889	881,343						
前年度繰上充用金	(M)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	317,586	414,716	243,422	476,959	520,889	881,342	962,743					
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	15,422	57,335	29,800	43,825	44,587	58,009	57,859						
実 質 収 支	黒字 (P)	302,164	357,381	213,622	433,134	476,302	823,333	904,884						
	赤字 (Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	52.47	58.30	66.46	61.50	52.30	50	53	50	62	51	56	55	56
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	2,121,349	2,111,595	2,007,396	2,233,955	2,255,947	2,593,620	2,441,327	1,888,771	1,872,201	1,872,201	1,872,201	1,872,201
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	33,864,568	33,121,046	32,072,917	32,130,906	31,665,465	31,373,553	31,213,491	31,732,009	32,256,039	31,898,641	31,534,692	31,201,565	30,348,276

## ○他会計繰入金

区 分	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	本年度				
収益的収支分		26,907	305,233	100,531	92,443	2,508	4,533	6,972	156,748	198,931	194,104	188,948	183,838	178,754
うち基準内繰入金			25,867		553	549	885	2,524	3,202	3,194	3,144	3,049	2,918	2,775
うち基準外繰入金		26,907	279,366	100,531	91,890	1,959	3,648	4,448	153,546	195,737	190,960	185,899	180,920	175,979
資本的収支分			124,238	142,014	175,246	28,698	93,257	29,000	419,840	155,788	288,459	330,649	475,582	583,595
うち基準内繰入金			2,113		14,496	14,350	14,359	14,492	9,702	13,582	18,441	38,345	65,623	15,033
うち基準外繰入金			122,125	142,014	160,750	14,348	78,898	14,508	410,138	142,206	270,018	292,304	409,959	568,562
合 計		26,907	429,471	242,545	267,689	31,206	97,790	35,972	576,588	354,719	482,563	519,597	659,420	762,349

※1 財産貸付収入、財産売払収入及び諸収入

※2 給与改定に係る費用

※3 港湾施設の維持管理等に係る費用

※4 事業費支弁人件費(普通建設事業費に含めて支出される給与)

## 投資・財政計画(収支計画) 臨海土地造成事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	本年度					
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	106,404	116,143	13,662	642	1,984	28,627	6,159	16,947	21,348	46,848	79,005	79,730	245,000	
	(1) 営 業 収 益 (B)														
	ア 土 地 等 売 却 収 入														
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	106,404	116,143	13,662	642	1,984	28,627	6,159	16,947	21,348	46,848	79,005	79,730	245,000	
	ア 他 会 計 繰 入 金														
	イ そ の 他 ※1	106,404	116,143	13,662	642	1,984	28,627	6,159	16,947	21,348	46,848	79,005	79,730	245,000	
	2 総 費 用 (D)	8,404	2,143	2,662	642	1,984	2,627	6,159	16,947	21,348	25,848	31,005	46,730	50,000	
	(1) 営 業 費 用	4,821	37	2,199		417									
ア 職 員 給 与 費 ※2	4,821	37	2,199		417										
イ そ の 他 ※3															
(2) 営 業 外 費 用	3,583	2,106	463	642	1,567	2,627	6,159	16,947	21,348	25,848	31,005	46,730	50,000		
ア 支 払 利 息	3,583	2,106	463	642	1,567	2,627	6,159	16,947	21,348	25,848	31,005	46,730	50,000		
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	98,000	114,000	11,000			26,000				21,000	48,000	33,000	195,000		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	48,000	33,000	195,000	373,000	157,000	425,000	389,000	70,000	351,000	390,000	380,000	380,000	330,000	
	(1) 地 方 債 債 元 利 金 債 等	48,000	33,000	195,000	373,000	157,000	425,000	389,000	70,000	351,000	390,000	380,000	380,000	330,000	
	建設改良費に係る地方債	48,000	33,000	195,000	373,000	157,000	425,000	389,000	70,000	351,000	390,000	380,000	380,000	330,000	
	(2) 他 会 計 補 助 金														
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	146,000	147,000	206,000	373,000	157,000	451,000	389,000	70,000	351,000	411,000	428,000	413,000	525,000	
(1) 建 設 改 良 費	48,000	33,000	195,000	373,000	157,000	425,000	389,000	70,000	351,000	390,000	380,000	380,000	330,000		
土地買収費・補償費									66,436	95,080	95,041	95,041	47,402		
造成費	45,356	30,377	186,322	363,122	145,058	405,362	379,638	67,562	265,169	274,207	264,588	264,585	263,920		
職 員 給 与 費 ※4	2,644	2,623	8,678	9,878	11,942	19,638	9,362	2,438	19,395	20,713	20,371	20,374	18,678		
そ の 他															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	98,000	114,000	11,000			26,000				21,000	48,000	33,000	195,000		
建設改良費に係る地方債償還金	98,000	114,000	11,000			26,000				21,000	48,000	33,000	195,000		
元 利 金 債 等 償 還 金															
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 98,000	△ 114,000	△ 11,000			△ 26,000				△ 21,000	△ 48,000	△ 33,000	△ 195,000		

## 投資・財政計画(収支計画) 臨海土地造成事業

(単位:千円, %)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	本年度					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)													
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第3条第1項第4号二に規定する 土地収入見込額 (V)													
健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した 未売出土地収入見込額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (X)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(X)×100)													
他会計借入金残高 (Y)													
地 方 債 残 高 (Z)	220,000	139,000	323,000	696,000	853,000	1,252,000	1,641,000	1,711,000	2,062,000	2,431,000	2,763,000	3,110,000	3,245,000

○他会計繰入金

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	本年度					
収 益 的 収 支 分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計													

- ※1 地方債償還金の財源として充当する港湾整備事業からの繰入金
- ※2 給与改定に係る費用
- ※3 会計年度任用職員の通勤手当に係る費用(令和2年度より会計年度任用職員制度施行)
- ※4 事業費支弁人件費(普通建設事業費に含めて支出される給与)